

子どもの権利に関する出前講座のご案内

青森市では、子どもと大人が共に「子どもの権利条例」と子どもの権利について学び、理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利に関する出前講座を実施しています。

青森市内の各種研修・講演会等に、「青森市子どもの権利相談センター」で活動している青森市子どもの権利擁護委員が講師として出張します！

～講師(青森市子どもの権利擁護委員)の紹介～



沼田法律事務所
弁護士
沼田 徹 委員

様々な視点から、お話しできます。ご遠慮なくご要望ください。以下は、その一例です。

- 権利ってなに？なんで子どもに権利を認めるの？
- 学校での具体的なトラブル（生徒同士、先生と生徒間、先生と保護者間）に対する当センターの調整活動
- 校則と子どもの権利の関係
- 生徒会活動と子どもの権利
- 学校内における様々なハラスメント
- クラブ活動における指導とハラスメント
- 学校における受傷事故やいじめと学校の法的責任
- 親子関係と権利・義務



青森県公認心理師・臨床心理士協会
顧問
関谷 道夫 委員

ユニセフ報告書「レポートカード 16」で、日本の子どもの精神的幸福度は 37 位（38 か国中）でした。身体的健康は 1 位でも、心は満足していません。子ども虐待・不登校・いじめ・自殺は増えています。

この出前講座では、コミュニケーション能力やメンタルヘルス向上について、楽しくワークをしながら、体験的に学んでいきます。

代表的なテーマは、次のようなものです。

- コミュニケーション能力を高めるちょっとしたコツ
- ストレス・マネジメント（対処）の実際
- 相手を尊重しながら自分の意見や要求を適切に表現するアサーション手法の活用
- 対人援助職（教員を含む）のメンタルヘルス・ケア
- 「児童虐待」（又は「いじめ」）を心理学の視点で理解する



社会福祉士
（スクールソーシャルワーカー）
小笠原 仁美 委員

関わり方によってお子さんも変容します。
「子どもの権利」を中心に据えながら、課題を解決に向けてともに考えていけたらと思います。
テーマの一例は以下の通りです。

- 発達障がいに関すること
- 自己肯定感を高める共感的な関わり方
- コミュニケーション能力や協調性をはぐくむレクリエーションの活用
- ヤングケアラーに関すること

☆募集案内☆

- 対 象：5 名以上で参加いただける団体・グループ（学校、町内会、サークルなど）
日時等：開催日時や時間（土日・祝日も可）、事前録画等の要望についてはご相談ください。
講 師：青森市子どもの権利擁護委員（沼田徹委員、小笠原仁美委員、関谷道夫委員）
料 金：無料
※開催場所は申込団体・グループでご準備お願いします。
※テーマの希望があればご相談ください。
※お申込については裏面をご覧ください。

【申込・問合せ】

青森市こども未来部 こども・若者政策課
こども未来チーム TEL：017-734-5320
FAX：017-763-5678

申込方法 持参、郵送、メール、ファックスのいずれかの方法で申込書をご提出ください。

申込・問合せ先 青森市こども未来部こども・若者政策課

住所 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3 番 7 号

TEL 017-734-5320 FAX 017-763-5678

電子メール kodomo-wakamonoseisaku@city.aomori.aomori.jp

※お申込は、開催希望日の 1 か月前までにお願いします。（事前にご相談ください。）

※この出前講座は、子どもと大人が共に「子どもの権利条例」と子どもの権利について学び、理解するための機会を提供することを目的としています。

※申込書の様式は青森市ホームページ内にも掲載（「出前講座を受けてみませんか！」のページ）しています。

出前講座申込書

[申込日 令和 年 月 日]

団体名		【出席予定人員 人】							
		(代表者名)							
代表者	住 所	〒							
	氏 名								
	連絡先	TEL	FAX						
		Eメール							
※希望する講師に「✓」を入れて下さい。		☐ 沼田 徹 擁護委員							
		☐ 小笠原 仁美 擁護委員							
		☐ 関谷 道夫 擁護委員							
		☐ その他（対象者及びご希望のテーマをお書きください）							
開催日	第一希望	令和	年	月	日 ()	時	分～	時	分
	第二希望	令和	年	月	日 ()	時	分～	時	分
開催場所		※原則、申込団体に準備していただきます。有料の場合は、その団体の負担となります。							
備考欄									